

国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 28 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 31 条第 2 項の規定により、国立市総合教育センターに職員を置く旨を定めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市総合教育センター条例の一部を改正する条例案

国立市総合教育センター条例（昭和 58 年 12 月国立市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(職員)

第 3 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

付 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。